

達示第50号
平成19年11月1日

札幌刑務所長 庄子信一

「死刑確定者処遇規程」の制定について
死刑確定者の適正な処遇を図るため、「死刑確定者処遇規程」を次のとおり定め、即日施行する。

おって、平成14年10月1日付け達示第17号「「死刑確定者処遇規程」の制定について」は廃止する。

死刑確定者処遇規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、死刑確定者（以下「確定者」という。）の拘禁の確保と心情の安定を図り、もって、処遇の適正を期することを目的とする。

(根拠規程)

第2条 確定者の処遇については、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（以下「法」という。）等の関係法令及び別に定めのある場合のほか、この規程に定めるところによる。

(運用)

第3条 この規程は、死刑判決の確定通知書が送達され、当該本人に確定を言渡した日の翌日から適用する。

(確定の言渡し等)

第4条 死刑判決確定の言渡しは、所長の指定する職員が行う。

第2章 確定時の調査等

(外部交通に関する申告書)

第5条 刑の確定後、速やかに「外部交通に関する申告書」（以下「申告書」という。）（別紙1）を提出させるものとする。

2 確定者から、「申告書」の提出があったときは、視察表をもって報告を行い、身分帳簿等に編てつして保管するとともに、その写しを、書信、接見、処遇、領置、受付の各係に配付するものとする。

(申立書)

第6条 刑の確定後、速やかに遺骨及び遺留品の処理等に係る「申立書」（別紙2）を提出させ、刑の執行に関する意向を確認する。ただし、「申立書」を提出される際には、これが確定的なものではなく、提出後事情が変わったときは、その内容を変更できる旨を告知するものとする。

2 意向確認の際に、その全部又は一部について、保留した場合は、その後6月ごとにその意向を再確認するものとする。

3 確定者から、「申立書」の全部又は一部を変更したい旨の願い出があった場合は、その都度面接を実施して意向を確認するものとする。

4 確定者から、「申立書」の提出があったときは、視察表をもって報告を行い、身分帳簿に編てつして保管するものとする。

第3章 一般処遇

(居室)

第7条 確定者は、単独室に収容し、事故防止のため、おおむね3月ごとに転室するものとする。

(戒護)

第8条 確定者の身柄確保の万全を期すため、特に次の事項に留意しなければな

らない。

- (1) 動静視察は、頻繁かつ綿密に行い、事故の防止に努めなければならない。
- (2) 居室の搜検は毎日行うものとする。
なお、搜検終了後は、できるだけ原状に復すように配意する。
- (3) 居室の出入りに際しては、必ず衣体検査を行うものとする。
- (4) 開扉及び居室外への連行は、逃走、自殺等の事故防止に備え、必要な職員を付するものとする。
- (5) 居室外への連行は、所管の統括矯正処遇官又はその代理者の指示を受けるものとする。
- (6) 夜間又は休日に、診察や調査等のため居室外へ連行する必要がある場合には、監督当直者に報告し、その指示を受けるものとする。

(自己契約作業)

- 第 9 条 確定者には、自己契約作業に就くことを奨励するものとする。
- 2 作業の種類については、当所の規律及び秩序の維持その他管理運営上支障を生ずるおそれのないものに限る。
 - 3 作業により得た報酬は領置金に組み込み、使用を許可する。
 - 4 自己契約作業を希望する者には、「自己契約作業許可願」(別紙 3) を提出させるものとする。

(奉仕活動)

- 第 10 条 確定者には、規律及び秩序の維持その他管理運営上支障のない範囲において、点訳その他の奉仕活動を許可することができる。

(教誨)

- 第 11 条 確定者には、教誨を受けることを奨励するものとする。
- 2 教誨は、個人教誨とし、当所教誨師会に所属する教誨師の中から確定者の希望する宗派について行うものとする。
 - 3 教誨は、教誨室又は居室において行い、戒護職員を付するものとする。
 - 4 教誨を実施したときは、その要旨を「死刑確定者教誨記録簿」(別紙 4) に記載し、所長の決裁を受けるものとする。

(礼拝・祈とう)

- 第 12 条 確定者には、管理運営上支障のない範囲で、居室において礼拝又は祈とうを行わせることができる。

(礼拝用具等)

- 第 13 条 確定者には、仏像(絵像を含む。)、十字架、数珠、ロザリオ等信仰上必要と認められるもので、規律及び秩序の維持その他管理運営上支障のおそれのないものに限り使用を許可することができる。

(助言、指導)

- 第 14 条 確定者の処遇に当たっては、日常生活を平常心で過ごすことができるよう助言、指導に努めなければならない。

- 2 処遇部門の監督者は、確定者に精神的煩もんなどが認められたときには、臨機に面接を実施し、適切な助言、指導を行うものとする。
- 3 毎月1回以上、指定した職員が面接を実施し、その心情把握と適切な助言、指導を行うものとする。
- 4 前2項及び3項の面接を実施したときは、その要旨を「死刑確定者面接記録簿」(別紙5)に記載し、所長の決裁を受けるものとする。

(篤志面接委員による面接指導)

第15条 確定者には、篤志面接委員による趣味、教養又は精神的煩もん事項等についての助言、指導を受けることを奨励するものとする。

- 2 篤志面接委員による面接は、個別に指定した場所で行い、必要に応じて戒護職員を付さないことができる。
なお、立会職員を付さない場合においては、職員を面接場所付近に待機させる等、緊急事態に即応できる体制を執るものとする。
- 3 前項の面接を実施したときは、その要旨を「死刑確定者篤志面接記録簿」(別紙6)に記載し、所長の決裁を受けるものとする。

(閲読図書、新聞紙等)

第16条 確定者が閲読を希望する自弁の書籍等については、これを閲読することにより、規律及び秩序を害する結果を生ずるおそれがある場合を除き、禁止しないものとする。

- 2 確定者には、備え付けの日刊通常紙を閲読させる。

(テレビ視聴等)

第17条 確定者には、その心情安定に資するため、1回につき2時間以内、テレビを視聴させることができる。視聴させる番組は、性別及び視聴傾向等を勘案し、支所長が別に定める。

- 2 テレビ視聴の方法、回数は、別途計画表による。

(心情安定のための措置)

第18条 確定者には、心情安定に資するため、次のものを居室内において所持し又は使用することを許可することができる。

- (1) 生花、造花及び花瓶
自弁購入品に限り許可する。ただし、花瓶は貸与することができる。
 - (2) 書道、仏画等の道具
自弁購入品に限り許可する。
 - (3) 墨画及び絵画
自弁購入品に限り許可する。
 - (4) 囲碁、将棋等
必要により貸与する。
- 2 前項各号に定める物品は、管理運営上支障のないものに限るものとする。
 - 3 心情安定に資するため、短歌、俳句、書道、仏画等の指導を行うことがで

きる。

- 4 前項の指導に当たっては、適当な指導者を選び、所長が委嘱する。
(甘味品等の購入)

第 19 条 確定者には、管理運営上支障のない範囲で、購入を許可する菓子及び果物等の品目を増加することができる。
(無料洗濯)

第 20 条 確定者には、事情やむを得ないと認めるときは、願い出により、施設において無料で洗濯を行うことができる。

(運動)

第 21 条 確定者の運動は、降雪、降雨など、やむを得ない場合を除いて、極力戸外で実施する。

- 2 運動の実施及び連行は単独とし、連行時間を除き 30 分以内、特に指定した場所において実施する。

なお、特に必要と認められる場合は、運動時間を 1 時間以内に伸長することができる。

- 3 運動用具として、縄跳び、輪投げ等の運動用具を使用させることができる。

- 4 運動実施中は、特に視察を頻繁かつ綿密に行い事故の防止に努めなければならない。

(入浴)

第 22 条 確定者の入浴実施及び連行は単独とし、連行時間を除き 15 分以内、単独入浴場において実施する。

- 2 女子確定者は、洗髪時間を含めて 20 分以内、単独入浴場において実施する。

- 3 入浴実施中は、特に視察を頻繁かつ綿密に行い事故の防止に努めなければならない。

(調髪等)

第 23 条 理髪はおおむね 1 月毎に 1 回実施するものとする。

- 2 髮型は、平成 18 年 5 月 23 日付け法務大臣訓令「被収容者の保健衛生及び医療に関する訓令」による。

ただし、部外者による有料理髪は実施しない。

- 3 ひげそりは、原則として貸与又は自弁の電気カミソリを使用して実施させる。

- 4 電気カミソリは、居室担当職員が保管し、原則として週 3 回以内、居室内又は適当な場所において、5 分以内使用させる。

- 5 特別に丁字型安全カミソリを使用させる必要が認められる場合には、入浴日に、入浴場又は適当な場所において、対面式戒護により、3 分以内実施させる。

- 6 女子確定者には、月 1 回、対面式戒護により顔そりを許可する。

7 ひげそり実施中は、特に視察を頻繁かつ綿密に行い事故の防止に努めなければならない。

(診察)

第 24 条 確定者の診察は、居室又は医務課診察室若しくは本所医務部において単独で行う。

2 診察を行うときは、他の被収容者と分離して行うほか、医務課又は本所医務部職員及びその他の戒護職員2名以上の立会の下に行うものとする。

(外部交通の相手方等)

第 25 条 確定者には、次に掲げる者と面会し、信書の発受を許可するものとする。

(1) 法第120条に該当する面会又は法第139条に該当する信書

(2) 第5条の申告により外部交通を認めた者

2 確定者に送付された信書のうち、閲読不許可の信書は、返送又は別途保管するものとする。

(面会の回数等)

第 26 条 確定者の面会は、原則として1日1回とし、同時に面会できる人数は3人までとする。

2 再審請求に關係する弁護士の面会は、前項の面会回数に含めない。

3 面会時間は、原則として30分以内とする。ただし、必要に応じて適宜伸長することができる。

(面会の立会)

第 27 条 確定者の面会の立会は、支所長が指名した職員が行うものとする。

ただし、訴訟の準備その他の正当な利益の保護のため、立会をさせないことが相当と認められる場合は、職員の立会を付さないことができる。

(面会の中止等)

第 28 条 確定者の面会の際、会話の内容が関係法令に抵触する場合には、立会職員はその行為若しくは発言を制止して指導を行うものとする。

なお、指導に従わないときは、面会を中止することができる。

(信書の検閲等)

第 29 条 信書の内容が関係法令に抵触する場合には、その発信を差し止め又はその部分を抹消又は削除することができる。

その他検査、内容による差止め等については、法第141条の規定に基づき処理するものとする。

(書信の発信回数等)

第 30 条 確定者の発信回数は、原則として1日2通までとし、1通の便せん枚数は7枚以内とする。

2 発受信書の検閲は、支所長が指名した職員が行うものとする。

(差入れ)

第 31 条 確定者への差入れは、原則として確定者と外部交通を許可されている者

に限り許可する。

- 2 外部交通を認めていない者から郵送で差し入れられたものについては、平成19年8月27日付け達示第41号「被収容者の金品の取扱いに関する実施細則」に基づき処理するものとする。

第4章 集団処遇

(適格者)

第32条 本章の規定は、確定者のうち心情が安定し、かつ行状が良好で集団処遇に適する者には集団処遇を行うことができる。

- 2 集団処遇の適用に当たっては、刑務官会議に付議し、視察表をもって所長の決裁を受けるものとする。
- 3 集団処遇該当者には、行状を慎み、集団処遇内部の和を保つことを誓約させて、「誓約書」(別紙7)を提出させるものとする。

(レクリエーション及び集会の実施等)

第33条 集団処遇該当者には、おおむね月1回、屋内の指定された場所において、卓球、バトミントン等を実施させることができる。

- 2 集団処遇該当者には、誕生会その他の集会を実施し、甘味品等を給与することができる。
- 3 集会においては、確定者の心情の安定等に資するため、教誨師又は篤志面接委員等による講話をを行うことができる。
- 4 レクリエーション及び集会を実施したときは、「レクリエーション及び集会記録簿」(別紙8)に所要事項を記載し、所長の決裁を受けるものとする。

別紙 1

年 月 日

札幌刑務所長殿

外部交通に関する申告書

下記のとおり相違ありません。 番号 氏名 指印

記載上の注意

- 1 この申告書に記載のない人は、原則として今後面会や手紙の発受信ができないので留意すること。
 - 2 虚偽の申告をすると処罰されることがあります。

別紙2

年 月 日

札幌刑務所長 殿

番号
氏名

指印証明者

印

申立書

私の刑が確定したことに伴い、次のとおり申し立てしますので配慮願います。

1 刑執行時の連絡先（次の者に連絡願います。）

2 遺骨（次の者に交付願います。）

3 領置金及び自己契約作業の報酬残額について

(1) 次の者に交付願います。

(2) 一切を貴所にお任せします。

4 領置物について

(1) 次の者に交付願います。

(2) 全部廃棄してください。

(3) 一切を貴所にお任せします。

4 刑執行に備え、言い遺しておきたいことについて

5 刑執行時の宗教教誨について

希望する。

次の教誨師の方にお願いします。

第一希望

宗(教)

派

第二希望

宗(教)

派

希望しない。

【意見】 (この欄は職員が記載するので記入しないでください。)

別紙3

札幌刑務所長 殿

自己契約作業許可願

私は、下記の事項を遵守しますので自己契約作業を許可願います。

記

- 1 指定された作業に就きまじめに働き、その作業を嫌ったり正当な理由なく中止を願い出たりしません。
- 2 所内の規律に従い作業上の心得を守ります。
- 3 作業材料、製品は丁寧に取扱い、故意に破損又は汚損等いたしません。

年　月　日

番　号

氏　名

指印

別紙4

死刑確定者教誨記録簿

所長	支所長	次長	統括	主任	係
実施日時	平成 年 月 日 ()				自 時 分 至 時 分
場 所					
教誨師名					
番号・氏名					
内 容					
備 考					

別紙5

死 刑 確 定 者 面 接 記 錄 簿

所長	支所長	次長	統括	主任	係
面接年月日	面接場所	面接時間	被面接者	面接実施者	
平成 年 月 日	調査室	自 至	第 番		
健康状況について					
外部交通について					
再審等について					
関心事等について					
要望事項等					
所見					
その他					

別紙6

死刑確定者篤志面接記録簿

所長	支所長	次長	統括	主任	係	
実施日時	平成 年 月 日 ()				自 至	時 分
場所						
篤志面接委員名						
番号・氏名						
内 容						
備 考						

別紙7

誓 約 書

私は、死刑確定者の集団処遇を受けることを許可されましたので、今後は
さらに自らの行状を慎み、同衆間の和と秩序を維持することを誓います。

なお、この誓約書に違反したときは、集団処遇から除外されても異存はあ
りません。

年 月 日

番 号

氏 名

指印

札幌刑務所長 殿

別紙8

レクリエーション及び集会記録簿

所 長	支所長	次 長	統 括	主 任	係
実 施 日 時	平成 年 月 日 ()			自 至	時 分
種 目					
場 所					
参 加 者					
内 容					
備 考					

達示第52号

平成19年12月3日

札幌刑務所長 庄子信一

「死刑確定者処遇規程」の一部改正について

平成19年11月1日付け達示第50号「死刑確定者処遇規程」の第26条
(面会の回数等) 第3項を下記のとおり改め、即日施行する。

記

1 改正前

面会時間は、原則として30分以内とする。ただし、必要に応じて適宜伸長することができる。

2 改正後

面会時間は、30分を下回らない範囲で実施するが、面会の申出状況、その他の事情に鑑み、面会時間を制限する場合における面会時間は5分を下回ってはならない。